

岡崎墓園、納骨壇及び市有墓地に係る行政処分基準 別表

No.	種別	行政処分の要件	概要	処分の内容	法令の該当条項			
					法令	条	項	号
1	墓園	偽り又は不正な手段により墓園条例第10条の墓地の利用の許可を受けたとき	不正手段による利用許可取得	許可取消し	墓園条例	22	1	1
2		墓園条例第17条の規定による墓地の利用の制限に違反したとき	墓地利用制限違反		墓園条例	22	1	2
3		墓園条例第18条の規定に違反し、利用の許可を受けた墓地を他の者に貸し付け、又はその権利を他の者に譲渡したとき	墓地の転貸等禁止違反		墓園条例	22	1	2
4		墓園条例第19条の規定に違反し、墓園条例及び墓園規則の規定、墓園条例第11条の規定により墓地の利用の許可に付された条件並びに市長の指示に従わなかったとき	墓地使用者の義務不履行		墓園条例	22	1	2
5		墓地の利用の許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けなかったとき	墳墓未設置		墓園条例	22	1	3
6		墓地使用者が管理料を5年間納めないとき	管理料滞納		墓園条例	22	1	4
7		墓地に設けられた墳墓が無縁墓地となり、当該無縁墳墓について、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号。以下「墓理法規則」という。)第3条各号に掲げる事実が証明されたとき	無縁改葬		墓園条例	22	1	4
8	納骨壇	偽り又は不正な手段により墓園条例第26条の納骨壇の利用の許可を受けたとき	不正手段による利用許可取得		墓園条例	37	—	1
9		墓園条例第34条の規定に違反し、利用の許可を受けた納骨壇を他の者に貸し付け、又はその権利を他の者に譲渡したとき	納骨壇の転貸等禁止違反		墓園条例	37	—	2
10		墓園条例第35条の規定に違反し、墓園条例及び墓園規則の規定、墓園条例第27条の規定により納骨壇の利用の許可に付された条件並びに市長の許可に従わなかったとき	納骨壇使用者の義務不履行		墓園条例	37	—	2
11	市有墓地	偽り又は不正な手段により墓地条例第6条の墓地の利用の許可を受けたとき	不正手段による利用許可取得		墓地規則	7	1	1
12		墓地規則第2条の規定に違反し、利用の許可を受けた墓地を他の者に貸し付け、又はその権利を他の者に譲渡したとき	墓地の転貸等禁止違反		墓地規則	7	1	2
13		墓地規則第3条の規定に違反し、墓地条例及び墓地規則の規定、墓地条例第7条の規定により墓地の利用の許可に付された条件並びに市長の指示に従わなかったとき	墓地使用者の義務不履行		墓地規則	7	1	2
14		墓地に設けられた墳墓が無縁墳墓となり、当該無縁墳墓について、墓理法規則第3条各号に掲げる事実が証明されたとき	無縁改葬		墓地規則	7	1	3